

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.001

処 分 名	市営住宅入居者の選考、決定
処 分 の 概 要	市営住宅への入居を希望するときは、春日部市市営住宅条例第7条の規定により入居の申込み手続を行い、市長の承認を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）第7条、第7条の2、第8条、第10条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成17年規則第57号）第4条、第5条の2、第5条の3、第9条
審 査 基 準	市営住宅への入居を希望するときは、入居募集期間内に「市営住宅入居申込書」を市長に提出し入居の承認を受けなければなりません。 なお、入居の申込みをした者の数が募集する市営住宅の戸数を超える場合には、くじ引きにより入居の予定者を選定します。 また、入居の申込みができる者は、次の要件を満たすものとなります。 （1）春日部市内に3ヶ月以上居住している方 （2）暴力団員ではない方 （3）市税を滞納していない方 （4）現に住宅に困窮していることが明らかな方（自己所有の住宅、UR都市機構（旧都市基盤整備公団）、住宅供給公社、県営住宅、市営住宅に居住している方は原則として申し込みできません） （5）申込み者全員の収入総額が収入基準の範囲内（障がい者・高齢者・乳幼児のいる世帯は21万4千円、それ以外の世帯15万8千円） （6）同居する親族がいる方（婚約者・内縁関係の方も含む） ※ただし、（1）～（5）の条件と、次の①～⑤までのいずれかの条件を備えている方（常時の介護を必要とするがそれを受けられない等、自立して生活できない方は除きます）は、単身での申込みが可能です。 ① 60歳以上（入居可能日の前日時点）の方 ② 身体障がい者の方で1～4級のいずれかに該当する方 ③ 精神障がい者の方で1～3級のいずれかに該当する方 ④ 知的障がい者の方で㊤、A、B、Cに該当する方 ⑤ その他（戦傷病者、被爆者、生活保護受給者、中国残留邦人等、海外引揚者、DV被害者、ハンセン病療養所入所者等）

標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	募集時
申請方法	本庁舎 4 階住宅政策課窓口への提出
備考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市市営住宅条例

(入居の申込み)

第7条 前2条に規定する入居の資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

(入居予定者等の選定)

第7条の2 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には、くじ引きにより当該市営住宅への入居の予定者(以下「入居予定者」という。)を選定する。

2 市長は、前項の規定により、入居予定者を選定する場合においては、入居予定者のほかに順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

3 市長は、入居予定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い入居予定者を選定するものとする。

(入居予定者の選定の特例)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、入居させるべき市営住宅の戸数のうち別に定める戸数について前条の規定の例により入居予定者を選定し、又は前条の規定による選定にあたり優先的な措置を講ずることができる。

(1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者

(3) 配偶者又は60歳以上の一親等の血族若しくは姻族のみと現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の者

(4) ア又はイに該当する者

ア 第6条第1項第1号イに規定する者(同号イに該当する者のうち、同号イ(イ)に掲げる障害の種類にあっては同号イ(イ)に定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する程度である者に、同号イ(ウ)に掲げる障害の種類にあっては同号イ(ウ)に定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。)

イ 第6条第1項第1号ウに規定する者

(5) 前号のア又はイに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

- (6) 18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者と同居してこれを扶養する者
- (7) 40歳未満である者及びその配偶者(40歳未満の者に限る。)
- (8) 前各号に該当する者のほか、市長が特に住宅に困窮していると認める者

(入居の承認等)

第10条 市長は、第7条の入居の申込みをした者(入居予定者とならなかった者を除く。以下「入居申込者」という。)が、市長が指定する期間内に次の各号に掲げる手続をしたときは、入居が可能となる日(以下「入居可能日」という。)を指定して、入居の承認をするものとする。ただし、市長は、災害その他やむを得ない事情として規則で定める者があると認めるときは、当該手続の全部又は一部を要しないものとすることができる。

(1) 入居申込者と緊急時等に連絡をとることができる者であって市長が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡人」という。)が連署した請書その他規則で定める書類を提出すること。

(2) 第16条第1項の規定により敷金を納付すること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、入居申込者から同号の請書に緊急時等連絡人の連署が得られない旨又は同号の規則で定める書類を提出することができない旨の申出があり、かつ、市長が当該申出を相当と認めるときは、同号の請書への緊急時等連絡人の連署又は当該規則で定める書類の提出を要しないものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅について第1項の承認をしたときは、当該承認を受けた者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。

4 第1項の承認を受けた者(以下「入居権利者」という。)は、入居可能日から15日以内(入居権利者の病気その他やむを得ない事由があると認めるときは、市長が指定する期間内)に入居しなければならない。

5 入居権利者は、前項の規定により入居したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 市長は、入居権利者が第4項の規定に違反して入居しないときは、第1項の承認を取り消すことができる。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市市営住宅条例施行規則

（申込みの方法）

第4条 入居申込みを行おうとする者（条例第5条各号に掲げる事由のいずれかに該当する者として公募によらない入居申込みをしようとする者を除く。）は、市長の定める期間内に市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

（選定結果等の通知）

第5条の2 市長は、申込者（第4条の規定により入居申込みをした者に限る。以下この条において同じ。）のうちから入居の予定者（以下「入居予定者」という。）の選定をしたときは、申込者に当該申込者に係る結果を通知するものとする。

（入居資格審査書類の提出）

第5条の3 入居予定者は、市長が別に定める期日までに次に掲げる書類（条例第6条の2第1項の規定により市営住宅に入居することができる者とされた者にあつては、その者であることを証する書類）を市長に提出しなければならない。

- （1） 所得証明書その他収入の額を証する書類
- （2） 入居予定者及び当該入居予定者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る住民票の写し
- （3） 現に住宅に困窮している事実を証する書類
- （4） 市税を滞納していないことを証する書類
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 入居予定者で条例第8条第1号から第7号まで及び次条各号のいずれかに該当する者は、前項の書類のほか、条例第8条第1号から第7号まで及び次条各号の規定のいずれかに該当している事実を証する書類を市長に提出しなければならない。

（入居承認書等の交付）

第9条 市長は、条例第10条第1項の入居の承認（以下「入居承認」という。）を受けた者（以下「入居権利者」という。）に対し市営住宅入居承認書（様式第5号。条例第11条の3第1項の規定により

当該承認の効力に有効期間を付された者（以下「期限付入居権利者」という。）にあつては、市営住宅期限付入居承認書（様式第5号の2））を交付する。

2 条例第10条第1項ただし書のやむを得ない事情として規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- （1） 条例第5条第1号又は第2号に該当する事由がある者
- （2） 第6条第5号に該当する者

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.002

処 分 名	同居の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居権利者は、当該市営住宅へ入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、春日部市市営住宅条例第11条の規定により同居の承認の申請を行わなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 11 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 14 条
審 査 基 準	市営住宅の同居の承認を受けようとするときは、「市営住宅同居承認申請書」又は、「市営住宅期限付同居承認申請書」に次の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。 （１） 申請者と同居しようとする者との関係を証する書類 （２） 同居しようとする者の収入の額を証する書類 （３） 同居しようとする者が住宅に困窮していることを証する書類 （４） 同居しようとする者が市税を滞納していないことを証する書類 なお、同居の承認をすることができる者は、次の要件を満たすものでなければなりません。 （１） 入居権利者が期限付入居承認による有効期間を付されていないもの （２） 入居権利者及び同居承認後の世帯が収入基準以下のもの （３） 入居権利者が不正行為等による明渡し請求を受けていないもの （４） 同居しようとする者が入居権利者の配偶者であるもの （５） 同居しようとする者が入居権利者の一親等の血族又は姻族であるもの （６） 同居しようとする者が住宅に困窮しているもの （７） 入居権利者及び、同居しようとする者が市税を滞納していないもの （８） 同居しようとする者が暴力団員でないもの
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	募集時
申 請 方 法	本庁舎 4 階住宅政策課窓口への提出
備 考	

■春日部市市営住宅条例

(同居の承認等)

第11条 市営住宅の入居権利者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長に同居の承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同居の承認をすることができる。

(1) 当該入居権利者が次のアからカまでのいずれにも該当しないとき。

ア 法第37条第6項の規定による通知を受けているとき。

イ 当該申請に係る同居をした場合における収入が第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えることとなるとき。

ウ 第10条第1項の承認に第11条の3第1項の規定により有効期間が付されているとき。

エ 次条第2項の承認に同条第4項に規定する規則で定める期間が付されているとき。

オ 第28条第1項の規定により、収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超える旨の認定を受けているとき。

カ 第37条第1項に規定する場合又は同条第4項各号(第19号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

(2) 当該同居させようとする者が次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア 当該入居権利者の配偶者

イ 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族

(3) 当該同居させようとする者が第6条第1項第4号に該当するとき。

(4) 当該入居権利者及び当該同居させようとする者が第6条第1項第5号に該当するとき。

(5) 当該同居させようとする者が暴力団員でないとき。

3 市長は、前項各号のいずれか又はすべてに該当しない場合においても、入居権利者が病気にかかっていることその他規則で定める事情により当該入居権利者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させる必要があると認めるときは、同項の承認の効力が継続する期間として2年を超えない範囲内において規則で定める期間(以下この条において「有効期間」という。)を付して同項の承認をすることができる。

4 前項の規定により第2項の承認に有効期間が付された入居権利者は、有効期間(次項の規定により当該有効期間を延長したときは、

当該延長後の有効期間）が満了する日までに第２項の承認を受けて同居させた者を当該市営住宅から退去させなければならない。

- ５ 市長は、有効期間の満了する日において入居権利者にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認めるときは、更に２年を超えない範囲内において規則で定める期間、有効期間を延長することができる。

■春日部市市営住宅条例施行規則

（同居の承認）

第14条 条例第11条第１項の申請は、市営住宅同居承認申請書（様式第11号。同条第３項に規定する有効期間（以下「同居承認有効期間」という。）を付した同条第２項の承認（以下「期限付同居承認」という。）を受けようとする者にあつては、市営住宅期限付同居承認申請書（様式第11号の２））に次に掲げる書類（期限付同居承認を受けようとする場合において、次条第２号に該当するときは、第１号及び第５号に掲げる書類）を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- （１） 申請者と同居しようとする者との関係を証する書類
- （２） 同居しようとする者の収入の額を証する書類
- （３） 同居させようとする者が条例第６条第１項第４号に該当する事実を証する書類
- （４） 第５条の３第１項第４号に掲げる書類
- （５） その他市長が必要と認める書類

- ２ 市長は、条例第11条第２項の承認をしたときは、当該申請をした者に対し、市営住宅同居承認書（様式第12号。期限付同居承認にあつては、市営住宅期限付同居承認書（様式第12号の２））を交付するものとする。

（期限付同居承認に係る事情）

第14条の２ 条例第11条第３項の規則で定める事情は、同条第２項第１号イ、オ及びカのいずれにも該当せず、かつ、同項第３号から第５号までに該当する場合において、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （１） 次のアからエまでのいずれかに該当する者を同居させること。
 - ア 入居権利者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）
 - イ 入居権利者の配偶者と同一の世帯を構成する者（入居権利者の配偶者の三親等内の親族に限る。）であつて、期限付同居承認後も入居権利者の配偶者と同居しようとするもの
 - ウ 次に掲げる者（入居権利者の三親等内の親族に限る。）

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

- (ア) 条例第11条第1項の申請をする日において20歳未満の者
- (イ) (ア)に掲げる者を扶養する者であって、期限付同居承認後も(ア)に掲げる者と同居しようとするもの
- エ ウに掲げる者同一の世帯を構成する者(入居権利者の三親等内の親族に限る。)であって、期限付同居承認後もウに掲げる者と同居しようとするもの
- (2) 次のア又はイに掲げる者の介護又は世話のため、当該ア又はイに定める者を同居させること。
 - ア 入居権利者又は同居者 当該入居権利者又は同居者の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族をいう。次のイにおいて同じ。)
 - イ 入居権利者又は同居者の親族である次に掲げる者 当該掲げる者
 - (ア) 60歳以上の者
 - (イ) 条例第8条第4号に該当する者

(期限付同居承認に係る期間)

第14条の3 条例第11条第3項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 次のアからウまでに掲げる事情の区分に応じ、当該アからウまでに定める期間
 - ア 入居権利者の病気 次の(ア)又は(イ)のいずれか短い期間
 - (ア) 2年間
 - (イ) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間
 - イ 前条第1号に掲げる事情 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める期間
 - (ア) 前条第1号ア又はイに掲げる者を同居させる場合 2年間
 - (イ) 前条第1号ウ又はエに掲げる者を同居させる場合 次の
 - (i) 又は(ii)のいずれか短い期間
 - (i) 2年間
 - (ii) 当該20歳未満の者のすべてが20歳に達する日の前日までの期間(以下この条において「扶養期間」という。)
 - ウ 前条第2号に掲げる事情 次の(ア)又は(イ)のいずれか短い期間
 - (ア) 2年間
 - (イ) 当該介護又は世話に必要な期間
- (2) 入居承認に条例第11条の3第1項に規定する有効期間(以下「入居承認有効期間」という。)を付された入居権利者又は条例第11条の2第2項の承認に同上第4項に規定する有効期間(以下「地位承継承認有効期間」という。)を付された者(以下「期

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

限付地位承継者」という。) 次のアからウまでに掲げる事情の区分に応じ、当該アからウまでに定める期間

ア 入居権利者又は期限付地位承継者の病気 次の(ア)から(ウ)までのいずれか短い期間

(ア) 2年間

(イ) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間

(ウ) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

イ 前条第1号に掲げる事情 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める期間

(ア) 前条第1号ア又はイに掲げる者を同居させる場合 次の(i)又は(ii)のいずれか短い期間

(i) 2年間

(ii) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

(イ) 前条第1号ウ又はエに掲げる者を同居させる場合 次の(i)から(iii)までのいずれか短い期間

(i) 2年間

(ii) 扶養期間

(iii) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

ウ 前条第2号に掲げる事情 次の(ア)から(ウ)までのいずれか短い期間

(ア) 2年間

(イ) 当該介護又は世話に必要な期間

(ウ) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

(期限付同居承認に関する説明)

第14条の4 市長は、期限付同居承認をしようとするときは、当該申請をした者に対し、市営住宅の期限付同居承認に関する説明書(様式第12号の3)を交付するものとする。

(期限付同居承認の満了通知)

第14条の5 市長は、期限付同居承認をした場合(同居承認有効期間が1年未満の場合を除く。)は、同居承認有効期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、当該入居権利者に対し、市営住宅同居承認有効期間満了通知書(様式第12号の4)により、同居承認有効期間の満了により当該期限付同居承認は効力を失う旨を通知するものとする。

- (同居承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情及び期間)
- 第14条の6 条例第11条第5項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、入居権利者が第1号に掲げる条件を具備する場合において、第2号から第4号までのいずれかに該当することとする。
- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア その者の収入が条例第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに掲げる金額を超えることとなるとき。
 - イ 条例第6条第1項第5号に規定する金銭を滞納しているとき。
 - ウ 条例第37条第4号各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 入居権利者が病気にかかっていること。
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する者との同居を継続すること。
- ア 第14条の2第1号アに該当する者として現に入居している入居権利者の配偶者
 - イ 第14条の2第1号イに該当する者として現に入居権利者と同居している入居権利者の配偶者の親族
 - ウ 第14条の2第1号ウに該当する者として現に入居権利者と同居している次に掲げる者
 - (ア) 次条第1項に係る手続をする日において20歳未満の者
 - (イ) (ア)に掲げる者を扶養する者であって、同居承認有効期間の延長後も(ア)に掲げる者と同居しようとするもの
 - エ 第14条の2第1号エに該当する者として現に入居権利者と同居している者
- (3) 第14条の2第2号に該当する者として現に入居権利者と同居している者であって、引き続き当該介護又は世話を継続すること。
- 2 第14条の3の規定は、条例第11条第5項の規則で定める期間について準用する。この場合において、第14条の3中「第11条第3項」とあるのは「第11条第5項」と、「2年間」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日から起算して2年間」と、「前条第1号」とあるのは「第14条の6第1項第2号」と、「20歳未満」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日において20歳未満」と、「前条第2号」とあるのは「第14条の6第1項第3号」と読み替えるものとする。
- (同居承認有効期間の延長に係る手続)
- 第14条の7 条例第11条第5項の規定による同居承認有効期間の延長を受けようとする者は、同居承認有効期間が満了する日の30日前までに市営住宅同居承認有効期間延長申請書(様式第12号の5)に第14条第1項第2号から第5号までに掲げる書類(当該期限付同居承認に係る事情が第14条の2第2号に該当するものであるときは、第14条第1項第5号に掲げる書類)を添付して、市長に提

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

出しなければならない。

- 2 市長は、条例第11条第5項の規定により同居承認有効期間を延長しようとするときは、当該入居権利者に対し、市営住宅の同居承認有効期間の延長に関する説明書（様式第12号の6）を交付するものとする。
- 3 市長は、条例第11条第5項の規定により同居承認有効期間を延長することとしたときは、当該入居権利者に対し、市営住宅同居承認有効期間延長通知書（様式第12号の7）を交付するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.003

処 分 名	入居権利者の地位承継の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居権利者が死亡又は、退去した場合で、その死亡時又は退去時に当該入居権利者と同居していた者が入居権利者の地位を承継しようとするときは、春日部市市営住宅条例第11条の2の規定により、地位の承継の承認の申請を行わなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 11 条の 2 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 15 条
審 査 基 準	市営住宅の入居権利者の地位を承継しようとするときは、「市営住宅入居承継承認申請書」又は、「市営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書」に次の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。 （１） 入居権利者の死亡等の事実を証する書類 （２） 申請者と入居権利者との関係を証する書類 （３） 申請者の収入の額を証する書類 （４） 市税を滞納していないことを証する書類 なお、入居権利者の地位を承継することができる者は、次の要件を満たすものでなければなりません。 （１） 連帯保証人が連署した請書を市長に提出できる者 （２） 入居権利者及び承継承認者が期限付入居承認による有効期間を付されていないもの （３） 入居権利者及び地位承継後の世帯が収入基準以下のもの （４） 入居権利者が不正行為等による明渡し請求を受けていないもの （５） 入居権利者と同居していた期間が１年以上のもの （６） 当該入居権利者の配偶者であるもの （７） 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族で、次のいずれかに該当するもの - ア 60歳以上の者 - イ 身体障害者手帳１級～４級（精神及び知的障害者については１級～２級）の者 （８） 当該入居権利者が退去した場合においては、その理由が婚姻の解消によるものであるとき （９） 市税を滞納していないもの （１０） 申請者及び同居者が暴力団員でないもの
標準処理期間	７日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階住宅政策課窓口への提出

備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市市営住宅条例 （入居権利者の地位の承継の承認等） 第11条の2 入居権利者が死亡し、又はその市営住宅を退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居権利者と同居していた者が当該入居権利者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に入居権利者の地位の承継の承認の申請をしなければならない。 2 市長は、前項の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当するときは、入居権利者の地位の承継の承認をすることができる。 （1） 申請者と緊急時等連絡人が連署した請書その他規則で定める書類を市長に提出したとき。 （2） 前条第2項第1号ウからカまでのいずれにも該当しなかったとき。 （3） 申請者が次のアからウまでのいずれにも該当しないとき。 ア 入居権利者と同居していた期間が1年に満たないとき（当該入居権利者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除く。）。 イ 当該申請に係る入居権利者の地位の承継をした場合における収入が第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えることとなるとき。 ウ 前条第2項の承認に同条第3項の規定による有効期間又は同条第5項の規定による延長後の有効期間が付されて同居している者であるとき。 （4） 申請者が次のア又はイのいずれかに該当するとき。 ア 当該入居権利者の配偶者 イ 当該入居権利者の一親等の血族又は姻族であって、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するもの （ア） 60歳以上の者 （イ） 第8条第1項第4号ア又はイに規定する者 （ウ） （ア）及び（イ）に掲げる者のほか、規則で定める者 （5） 当該入居権利者が退去した場合においては、その理由が婚姻（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）の解消によるものであるとき。 （6） 申請者が第6条第1項第5号に該当するとき。 （7） 申請者又は引き続き同居しようとする者が暴力団員でないとき。 （略）

- 4 市長は、第2項第1号に該当する者（同項各号のいずれにも該当する者を除く。）が、同項の承認を受けようとする場合において、20歳未満の者と同居してこれを扶養することその他規則で定める事情により引き続き当該市営住宅に居住する必要があると認めるときは、同項の承認の効力が継続する期間として5年を超えない範囲内において規則で定める期間（次項及び同項において準用する次条第2項から第4項までにおいて「有効期間」という。）を付して第2項の承認をすることができる。
（略）

■春日部市市営住宅条例施行規則

（入居権利者の地位の承継承認に係る手続）

第15条 条例第11条の2第1項の申請は、その事由となるべき事実発生後30日以内に市営住宅入居承継承認申請書（様式第13号。地位承継承認有効期間を付した同条第2項の承認（以下「期限付入居権利者地位承継承認」という。）を受けようとする者にあつては、市営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書（様式第13号の2））を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条の2第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 入居権利者の死亡等の事実を証する書類
- （2） 申請者と入居権利者との関係を証する書類
- （3） 申請者の収入の額を証する書類
- （4） 第5条の3第1項第4号に掲げる書類
- （5） 条例第11条の2第2項第1号の緊急時等連絡人（以下「地位承継緊急時等連絡人」という。）の印鑑登録証明書
- （6） その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第11条の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認をしたときは、申請者に対し市営住宅入居承継承認書（様式第14号。期限付入居権利者地位承継承認にあつては、市営住宅期限付入居権利者地位承継承認書（様式第14号の2））を交付するものとする。

4 前項の市営住宅入居承継承認書（期限付入居権利者地位承継承認を受けた者にあつては、市営住宅期限付入居権利者地位承継承認書）の交付を受けた者は、第10条第1項に規定する請書（期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者に係る請書にあつては、市営住宅期限付入居請書）に次に掲げる書類を添付して、条例第11条の2第2項の承認を受けた日から10日以内に市長に提出しなければならない。

- （1） 条例第11条の2第2項第1号の緊急時等連絡人（以下「地位承継緊急時等人」という。）の印鑑登録証明書
- （2） 地位承継緊急時等連絡人の所得証明書その他収入の額を証する書類

5 条例第 11 条の 2 第 2 項第 4 号イ(ウ)の規則で定める者は、第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる者とする。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.004

処 分 名	家賃の減免又は、徴収猶予の決定
処 分 の 概 要	市長は、春日部市市営住宅条例施行規則第 18 条に該当する家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収猶予を行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 14 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条
審 査 基 準	市長が家賃の減免又は徴収猶予を必要と認める者とは、 （１） 収入認定時において入居権利者及びその同居親族の収入が最低生活費相当額以下である者 （２） 入居権利者又は同居親族が疾病により 6 か月以上の療養を要し、かつ、収入から当該療養に要した費用の月割額を控除した額が最低生活費相当額以下となる者 （３） 風水害、火災その他の災害（当該入居者の故意又は重大な過失による場合は除く。）により著しい損害を受けた者 （４） 生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅扶助額を超えるもの （５） 生活保護法による住宅扶助の受給者で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助料の支給を停止されたもの （６） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく住宅支援給付を受けている者で、家賃額が同法の規定による住宅支援給付額を超えるもの （７） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく住宅支援給付を受けている者で、疾病等による入院加療のため、住宅支援給付を停止されたもの （８） 収入認定後において失業等の事由により下位の収入に該当することとなった者 となり、この場合、「市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）申請書」に入居者全員の住民票の写し及び収入の額を証明する書類のほか、上記（２）～（７）に該当する場合は、そのことがわかる書類を添付して市長に申請し、承認を得なければなりません。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 9 月 19 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階住宅政策課窓口への提出

備 考	
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	【根拠条例等】 ■市営住宅条例 （家賃の減免又は徴収猶予） 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 （１） 市営住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という。）の前条第２項の規定により認定された入居者の収入が著しく低額であるとき。 （２） 入居者又は同居者の収入が年度の途中で失業等により著しく減少したとき。 （３） 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 （４） 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 （５） その他特別の事情があるとき。 ■市営住宅条例施行規則 （家賃の減免対象者） 第18条 家賃の減免の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１） 収入認定時において入居権利者及びその同居者の収入が最低生活費相当額以下である者 （２） 入居権利者又は同居者が疾病により６か月以上の療養を要し、かつ、収入から当該療養に要した費用の月割額を控除した額が最低生活費相当額以下となる者 （３） 風水害、火災その他の災害（当該入居者の故意又は重大な過失による場合は除く。）により著しい損害を受けた者（条例第５条第１号に該当し、新たに入居する場合を含む。） （４） 生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅扶助額を超えるもの （５） 生活保護法による住宅扶助の受給者で、疾病等による入院加療のため、住宅扶助料の支給を停止されたもの （６） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく住宅支援給付を受けている者で、家賃額が同法の規定による住宅支援給付額を超えるもの （７） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく住宅支援給付を受けている者で、疾病等による入院加療のため、住宅支援給付を停止されたもの （８） 収入認定後において失業等の事由により下位の収入に該当することとなった者

(9) 前各号に規定する場合に準ずる特別の事情がある者

(家賃の減免基準)

第19条 前条各号に該当する者については、第24条に規定する場合を除き、次に定めるところにより減額し、又は免除する。ただし、次の各号の2以上に該当する場合にあっては、その減額後の家賃額が最も低額となるものを適用する。

(1) 前条第1号及び第2号に該当する者については、次に掲げる表の左欄の収入に応じ右欄の減額率を家賃額に乗じて算出した金額を減額する。ただし、減額後の家賃が36,000円を超える場合は、36,000円とする。

世帯総収入額／最低生活費相当額	減額率
世帯総収入額／最低生活費相当額の75%以上100%以下	25%
世帯総収入額／最低生活費相当額の50%以上75%未満	50%
世帯総収入額／最低生活費相当額の50%未満	75%

(2) 前条第3号に該当する者は、減額後の家賃を3,000円とする。ただし、条例第25条第1項に規定する収入基準超過者については、令第8条第2項に規定する加算額は減額の対象としない。

(3) 前条第4号に該当する者については、住宅扶助額を前条第6号に該当する者については、住宅支援給付額を超える額を減額する。

(4) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定（以下「被災復興措置」という。）に該当し、新たに入居する者又は前条第5号及び前条第7号に該当する者については、家賃を免除する。

(5) 前条第8号に該当する者については、変動後の家賃を超える額を減額する。

(6) 第1号の規定による減額後の家賃が1,000円に満たない場合にあっては1,000円とし、減額後の家賃に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(7) 前条第9号に該当する者については、市長が定める。

(家賃の減免申請手続)

第20条 条例第14条の規定による家賃の減免を受けようとする者は、市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）申請書（様式第17号）に、入居権利者及び同居者の住民票の写し並びにそれらの者の収入の額を証する書類のほか、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第18条第2号に該当する者については、疾病者に係る医師の診断書及び療養に要した費用を証する書類

(2) 第18条第3号に該当する者については、災害の事実及び災害により受けた損害を証する書類

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

(3) 第18条第4号又は第5号に該当する者については、現に生活保護を受給していることを証明する福祉事務所の発行する書類

(4) 第18条第6号又は第7号に該当する者については、現に住宅支援給付を受けていることを証明する福祉事務所の発行する書類

(5) 第18条第9号に該当する者については、市長が必要と認めた書類

2 前項の収入の額を証明する書類とは、次に掲げるものをいう。

(1) 給与所得者にあつては、申請の日に属する月の直前1年間の給与等の支払金額について、給与支払者の発行する証明書及び所得証明書

(2) 事業所得者にあつては、所得証明書又は非課税証明書（市区町村長の発行するもの。以下同じ。）

(3) 無職の者にあつては、所得証明書又は非課税証明書

(4) 年金、恩給等を受給している者にあつては、これらの受給証明の写し及び所得証明書又は非課税証明書

(5) 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の退職証明書及び所得証明書又は非課税証明書

（家賃の減免の承認）

第21条 市長は、前条の申請に基づき家賃の減免を承認したときは、市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）承認書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（家賃の減免期間）

第22条 家賃の減免期間は、1年の範囲内で必要と認める期間とする。ただし、更新することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第3号に規定する者（被災復興措置に該当し、新たに入居する者を除く。）にあつては被災した日の属する月から6か月の範囲内で必要と認める期間とし、被災復興措置に該当し、新たに入居する者にあつては被災した日に属する月から2年の範囲内で必要と認める期間とする。ただし、減免申請時、市長が期間を延長することが入居者の負担を軽減できると判断した場合は、2年の範囲内で必要とする期間とする。

（家賃の減免の更新手続）

第23条 前条第1項について減免期間満了後引き続き減免を受けようとする者は、様式第15号の収入申告書と併せて第20条の申請手続をとらなければならない。ただし、収入申告を要しない者で減免期間終了後引き続き減免を受けようとする者は、減免期間が満了する日の属する月の15日までに、改めて同条の申請手続をとらなければならない。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

（家賃の徴収猶予）

第24条 第18条各号に該当する者で、一時の徴収猶予によって家賃の納付が可能な者については、同条の規定にかかわらず、家賃の徴収を猶予するものとする。

2 第19条から前条までの規定は、前項の徴収猶予の場合に準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.005

処 分 名	敷金の減免又は、徴収猶予の決定
処 分 の 概 要	入居権利者は市営住宅の入居手続として、3ヶ月分の家賃に相当する金額の敷金を納付しなければならないが、市長が特別の事情があると認めるときは、当該敷金の減免又は徴収猶予を行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）第16条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成17年規則第57号）第25条、第26条、第27条、第28条
審 査 基 準	市長が特別の事情があると認める「生活保護法の規定に基づく被保護者」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者」、「被災復興措置に該当し、新たに入居する者」については、当該敷金の減免又は徴収猶予を行うことができます。 この場合、「市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）申請書」に次の書類を添付して市長に申請し、承認を得なければなりません。 （１）生活保護法の規定に基づく被保護者 現に生活保護を受給していることを証明する福祉事務所の発行する書類 （２）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者 現に支援給付を受けていることを証明する福祉事務所の発行する書類 （３）被災復興措置に該当し、新たに入居する者 災害の事実及び災害により受けた損害を証明する書類 また、敷金の減免又は徴収猶予期間は、「生活保護法の規定に基づく被保護者にあつては、被保護者でなくなるまでの間」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者にあつては、支援給付を受けなくなるまでの間」、「被災復興措置に該当するものにあつては、被災した日の属する月から2年の範囲内で必要と認める期間」とします。
標準処理期間	7日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年9月19日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎4階住宅政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■市営住宅条例

（敷金）

第16条 市長は、入居権利者から3か月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。この場合において、市長は、特別の事情があると認めたときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 前項の敷金は、入居者が市営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれを控除する。

3 敷金には、利子を付さない。

■市営住宅条例施行規則

（敷金の減免又は徴収猶予対象者）

第25条 敷金の減免又は徴収猶予の対象者は、生活保護法の規定による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者及び被災復興措置に該当し、新たに入居する者とする。

（敷金の減免又は徴収猶予申請手続）

第26条 敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）申請書に生活保護法の規定に基づく被保護者にあつては現に生活保護を受給していることを証明する福祉事務所の発行する書類、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者にあつては現に支援給付を受けていることを証明する福祉事務所の発行する書類を被災復興措置に該当し、新たに入居する者にあつては災害の事実及び災害により受けた損害を証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

（敷金の減免又は徴収猶予の承認）

第27条 市長は、前条の申請に基づき敷金の減免又は徴収猶予を承認したときは、市営住宅家賃（敷金）減額（免除、徴収猶予）承認書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（敷金の減免又は徴収猶予期間）

第28条 敷金の減免又は徴収猶予期間は、次に定めるとおりとする。

（1）生活保護法の規定に基づく被保護者にあつては、被保護者でなくなるまでの間

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者にあつては、支援給付を受けなくなるまでの間
 - (3) 被災復興措置に該当するものにあつては、被災した日の属する月から2年の範囲内で必要と認める期間
- 2 前項の規定にかかわらず、依然敷金を納付する資力がないと認められる場合は、引き続き徴収猶予することができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.006

処 分 名	住宅以外の用途の併用の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者は、市営住宅以外の用途に使用してはならないが、市長の承認を得たときは当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 23 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 32 条
審 査 基 準	市営住宅の入居者は、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、「市営住宅併用等承認申請書」に併用内容を記載した書面等を添付して市長へ提出し、承認を得なければなりません。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階住宅政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■市営住宅条例

（用途変更の禁止）

第23条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

■市営住宅条例施行規則

（併用の承認）

第32条 市営住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という）は、条例第23条ただし書きの規定により市営住宅の併用について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅併用承認申請書（様式第21号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づく承認をする場合は、市営住宅併用承認書（様式第22号）を交付して行うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.007

処 分 名	模様替え等の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の入居者は、市営住宅を模様替え又は、増築若しくは改築してはならないが、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは模様替え等を行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 24 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 33 条
審 査 基 準	市営住宅の入居者は、市営住宅の模様替え又は、増築若しくは改築しようとするときは（ただし、原状回復又は撤去が容易である場合）、「市営住宅模様替え等承認申請書」に模様替え内容を記載した図面等を添付して市長へ提出し、承認を得なければなりません。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階住宅政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■市営住宅条例

（模様替え、増築等の禁止）

第24条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。

■市営住宅条例施行規則

（模様替え等の承認）

第33条 入居者は、条例第24条ただし書の規定により市営住宅の模様替え又は増築若しくは改築について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅模様替え等承認申請書（様式第23号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づく承認をする場合は、市営住宅模様替え等承認書（様式第24号）を交付して行うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.008

処 分 名	社会福祉法人等の使用許可
処 分 の 概 要	市長は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第2条に規定する者が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の管理に支障のない範囲内で市営住宅の使用の許可を行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）第38条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成17年規則第57号）第41条
審 査 基 準	社会福祉法人等が、社会福祉事業を行うことを目的として、市営住宅を使用しようとするときは、「市営住宅使用許可申請書」に、社会福祉法人等の証明書を添付して、市長へ提出し、許可を受けなければなりません。
標準処理期間	10 日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎4階住宅政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■市営住宅条例

（社会福祉法人等の使用許可）

第38条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の管理に支障のない範囲内で市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要と認めるときは当該許可に係る使用について条件を付することができる。

（社会福祉法人等の使用料）

第39条 前条第1項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を毎月末日に支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による額を超えてはならない。

■市営住宅条例施行規則

（社会福祉法人等の使用許可）

第41条 条例第38条第1項の規定により市営住宅の使用許可を受けようとする社会福祉法人等は、市営住宅使用許可申請書（様式第31号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、市営住宅使用許可通知書（様式第32号）を交付する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部住宅政策課 No.009

処 分 名	駐車場の使用の承認
処 分 の 概 要	市営住宅の共同施設として設置した駐車場を使用しようとする入居権利者は、市営住宅条例施行規則第 42 条に規定する書類を提出し、市長の承認を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 42 条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成 17 年規則第 57 号）第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条
審 査 基 準	市営住宅の共同施設として設置した駐車場を使用しようとする入居権利者は、市営住宅条例施行規則第 42 条に規定する「市営住宅駐車場使用承認申請書」に自動車検査証の写しを添えて、市長に提出しなければなりません。 なお、駐車場を使用することができる者は、次の要件を満たす者でなければなりません。 （１） 自己の自動車を所有する当該市営住宅の入居権利者又は入居者台帳に記載されている同居親族であること。 （２） 第15条の規定による入居の承継を受けていること。 （３） 条例第29条第１項による高額所得者として明渡し請求を受けていないこと。 （４） 市営住宅の家賃を滞納していない者 また、駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第 3 条に規定する普通自動車で、長さ 5 メートル、幅 2 メートルを超えないものとします。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階住宅政策課窓口への提出
備 考	

【根拠条例等】

■春日部市市営住宅条例

（駐車場の使用の承認）

第42条 共同施設として設置した駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする入居権利者は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、併せて当該駐車場の使用開始日を通知するものとする。

■春日部市市営住宅条例施行規則

（駐車場の使用承認）

第42条 条例第42条の規定による承認を得ようとする者は、市営住宅駐車場使用承認申請書（様式第33号）に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証（次項において「車検証」という。）の写しを添付して、市長に提出しなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、新たに自動車を取得しようとする者（買換えをしようとする者を含む。）は、自動車を取得した後遅滞なく車検証の写しを市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請をすることができる自動車の数は、原則として1住戸につき1台とする。

4 市長は、駐車場の使用を承認したときは、当該承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、市営住宅駐車場使用（変更）承認書（様式第34号）を交付するものとする。この場合において、必要があるときは、当該承認に係る使用について条件を付することができる。

（駐車場使用者の資格）

第43条 駐車場を使用することができる者は、次の要件を満たす者でなければならない。

（1） 自己の自動車を所有する当該市営住宅の入居権利者又は入居者台帳に記載されている同居者であること。

（2） 第15条の規定による入居の承継を受けていること。

（3） 条例第29条第1項による高額所得者として明渡し請求を受けていないこと。

（4） 市営住宅の家賃を滞納していない者

（駐車場使用者の選考）

第44条 駐車場の許可を申請した者の数が使用させるべき駐車台数の数を超える場合は当該申請をした者のうちから、駐車場に困窮す

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

- る実情等を調査して当該駐車場の使用者を決定する。
- 2 前項の場合において、駐車場困窮順位を定め難い者については、抽選により使用者を決定する。
- 3 前2項の場合において、市長が必要と認めるときは、別に使用予定者を定めることができる。

（承認することができる自動車）

第45条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、長さ5メートル、幅2メートルを超えないものとする。